

INFORMATION (情報) 26年10月号

26年10月10日発行 発行：入江清税理士事務所

10月に入っても愛知県へ上陸した台風18号の影響で関西から東北までの広い範囲で強風、竜巻や豪雨で甚大な被害がでてしまいました。最近の日本周辺の自然災害は知る範囲で以前より大きくなっているような気がして改めて驚異を感じます。先月27日のお昼にあった御嶽山の噴火も水蒸気爆発とのことですが、紅葉の季節であること。さらにはお昼を山頂でというごく当たり前の登山者の計画が被害を大きくしてしまいました。気象庁も火山性微動などで噴火の可能性が高まったことを発表していれば少しでも登山者の注意が喚起されて被害が少なくてすんだのではと悔やまれます。また阿蘇や桜島にあるような退避用のシェルターがあれば亡くなった方や怪我をされた方も救われたのではと後悔してしまいます。富士山噴火などと騒ぐ必要はないのかもしれませんが、来るべき有事に備えてシェルターの建設など景観を気にせず山の防災対策もしっかり実施して欲しいものです。

しかしながら安全であれば、秋の登山は冬同様に空気の状態がいいのか、景観が素晴らしく、また冬のように寒くないので1年の内で登山に最適な時期のように思います。

私も近場の山が好きでよく登りますが、最近登った脊振山系の西にある井原山では、1000m弱の高さですが、それでも高さのせいかわ、福岡の海岸からでははっきりと見えない壱岐の島や小さな小呂々島が北側の玄界灘にはっきりと浮かんで見えます。また、この山の景観のすごさは360度で東は大分県との県境の英彦山、九重山系、南は阿蘇山系から有明海に雲仙普賢岳、西は唐津方面と北部九州の地形がジオラマのように見えることです。また頂上までの道も他の山に比べ谷川も多く、5月から6月にはオオキツネノカミソリの自然群生など景観も素晴らしく楽しいコースです。登山者も多くお勧めです。福岡県在住の方で山がお好きでない方でも一度登られることをお勧めします。

相続税及び贈与税の税制改正あらし



平成27年1月1日以後、ご存知のように相続税・贈与税が大きく改正されます。

★相続税

①遺産に係る基礎控除額の引き下げ

改正前	改正後
5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)	3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

※相続税申告が必要な相続人が格段に多くなります。

②最高税率の引き上げ

各法定相続人の取得金額が2億円以上3億円以下の相続人の税率40%が⇒45%へ、6億円以上の相続人の税率50%が⇒55%に変わります。

③未成年者控除・障害者控除の控除額の引き上げ

未成年者・障害者控除ともに改正前では1年につき6万円の控除が10万円に引き上げられます。

※特別障害者の控除も1年につき12万円から20万円に増加します。

④小規模宅地等の特例

※小規模宅地等の特例とは・・・被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業用又は居住用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等の限度面積までの部分について、相続税の課税価格に算入すべき課税の計算上、一定の割合を減額します。

居住用の宅地等の限度面積が拡大されます。

(改正前) 限度面積 240 m² → (改正後) 限度面積 330 m² (減額割合 80%)

居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

(改正前) 合計 400 m²まで適用可能→(改正後) 合計 730 m²まで適用可能

★贈与税

①相続時精算課税制度

贈与者	改正前 贈与した1月1日において 65 歳以上の者	贈与した1月1日において 60 歳以上の者
受遺者	改正前 贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上の者 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人	贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上の者 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫

②最高税率の引き上げ (50%⇒55%) や孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率による軽減の実施

事業承継税制の改正



27年1月から改正相続税法の施行に伴い、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免税の特例の適用要件の緩和や手続きの簡素化が行われます。これまで、手続きの複雑さ等であまり使われていなかった制度ですが今回の改正で浸透すると期待されています。

★非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度とは？

経営を承継する人が相続又は遺贈により、一定の要件を満たす非上場会社の議決権株式等を取得した場合には、納付すべき相続税額のうち、相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、発行済議決権株式等の **3分の2** に達するまでの部分について、その株式の課税価格の **80%** に対応する相続税額についてはその納税が猶予されるものです。主な改正点は次のとおりです。

※贈与においては、相続税と同じ内容の条件で贈与税額の **全額が免除** されます。

●事前確認制度として「経済産業大臣の確認」の制度が廃止されます。

●後継者の要件のうち、被相続人等の「親族」であることとする要件が廃止されます。

●先代経営者の要件

先代経営者（贈与者）が贈与時において「役員」の場合であっても、特例の適用を受けることが可能となります。（贈与税のみ）

（改正前）**役員でないこと**（改正後）**代表権を有していないこと**

●納税猶予期限の確定事由

経営承継期間における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、変更となる。

（改正前）経営承継期間 **毎年**、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上の確保。

（改正後）経営承継期間 **平均で**、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上の確保。

政府系機関の行う海外事業展開の支援



★JICA（ジャイカ）

政府開発援助の実施機関として、ODA 事業や国際協力の活動などの役割を担っているが、JICA 民間連携事業として、開発途上国での情報収集、普及活動、社員採用育成などを国の予算で行っている。

★JETRO（ジェトロ）

中小企業等の国際ビジネス展開の支援、在外日本企業の海外ビジネス展開支援などを行う独立行政法人で、現在、海外に販路を広げたい、海外に拠点を設けたいなどの希望を持つ企業向けにジェトロメンバーズという年会費 7 万の有料サービスを行っている。サービスの内容については情報収集～取引パートナー探し、海外拠点設立サービス、商談準備、海外生産拠点探しなどが網羅されている。このほか、日本政策金融公庫、商工中金などにおいても海外展開企業向けの融資制度の拡充など、安倍政権下でのクールジャパンの政策が実施されています。